

質問第一〇五号

J A S M第二工場の住所に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年四月十日

須藤元気

参議院議長 尾辻秀久 殿

J A S M 第二工場の住所に関する質問主意書

令和六年二月二十四日に特定半導体施設整備等計画（以下「本計画」という。）において J A S M (Japan Advanced Semiconductor Manufacturing 株式会社) が第二工場施設設備建設に最大助成額七千三百二十億円の認定（認定番号二〇二三半経第〇〇三号―一）を受けた。
それをもって、以下質問する。

一 政府と J A S M の間に本計画において受けられる助成金に関する契約書は存在するのか。

二 経産省に第二工場の所在地及び地番を問い合わせたところ、「工場の所在地及び地番は非公開」と回答を得た。住所すら公開しない理由は何か。

また、住所すら公開されていない計画に対して、助成金を支給する理由は何か。

三 J A S M が第二工場の所在地を公表しないのは、第一工場と隣接しているからではないか。 J A S M 第一工場と第二工場の土地面積を合計すると、その面積が環境影響評価要件を満たすため、環境影響評価逃れだと指摘されないように隠ぺいしているのではないかとの声が地元から上がっている。仮に、 J A S M が環境影響評価逃れを行っているならば、それを実施するように指導するのが環境省の務めではないか。

四 J A S Mと熊本県、菊陽町の間で秘密保持契約が締結されているといわれている。秘密保持契約を理由に、J A S M第二工場の住所すら開示せず、また、水の汲み上げ量、電力使用量、排出する有害物質の種類を非開示とするのは、国民の知る権利や憲法第二十五条で保障された権利を侵害しているのではないかと、政府の見解を示されたい。

右質問する。